

令和8年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）実施要領 （サービス管理責任者等研修（実践研修））

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定があり、以下の受講要件を満たす方。

- （1）サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分のみも可）修了後、実践研修受講開始日※₁前の5年間に通算して2年以上の実務経験※₂を有する方。
- （2）サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分のみも可）修了後、研修受講開始日※₁前の5年間に一定の要件を満たし、通算して6カ月以上の実務経験※₂を有する方（別紙4（10頁）に当てはまる方）
- （3）更新研修を受講対象の期限内に受けることができなかった方、及び受けることができない見通しである方。実務経験の有無については問いません。

※1 実践研修受講開始日は、令和8年11月10日（火）です。

※2 実務経験は、別紙1及び別紙4を参考に各事業所において確認してください。

3 受講料・定員

受講課程	受講日数	受講料（税込）	定員
サービス管理責任者等研修（実践研修）	2日間	33,000円	1,100名

4 受講申込

（1）受付期間

8月31日（月）から9月28日（月）まで

※9月28日消印分まで有効

（2）申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関（団体、法人、事業所等）です。

① WEB申込



② 各種書類の準備・郵送

①【WEB申込】 本会ホームページ（ <https://www.aichi-fukushi.or.jp/> ）にアクセスメニューの「研修情報」⇒「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）」と進み、受講申込みフォームへ必要事項を入力してください。

②【各種書類の準備・郵送】 次の書類を整え、下記の提出先へ郵送ください。

※必要書類は 2 対象者 によって異なります。以下●印のある書類をご提出ください。

※実践研修修了後、提出された修了証の区分に応じて、該当の修了証を発行します。

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者のいずれかのみをご提出の場合は、該当する修了証を、両区分をご提出の場合は、両区分の修了証を発行します。

（児童発達支援管理責任者として必要な実務経験を満たしている場合、サービス管理責任者の修了証書をもって児童発達支援管理責任者として従事することができます。同様に、児発管の修了証をもってサビ管として従事することもできます。詳細は指定権者にお問い合わせください。）

No.	提出書類	2 対象者		
		(1) OJT 2 年以上	(2) 6カ月 特例	(3) 更新未 受講者
1	令和元年度以降に発行された サービス管理責任者研修（基礎研修）修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）修了証書写し※該当の研修のみ	●	●	—
2	令和元年度から令和3年度に発行された サビ管・児発管研修（更新研修または実践研修）修了証書写し 平成30年度以前に発行された サービス管理責任者研修 修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修 修了証書写し ※該当の研修のみ	—	—	●
3	相談支援従事者初任者研修(講義部分のみも可)修了証書写し	●	●	●
4	実務経験証明書【A】 ・ 本会 HP よりダウンロードください。	●	●	—
5	実務経験証明書【B】 ・ 本会 HP よりダウンロードください。	—	—	●
6	「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の指定権者への届出の写し ・ 様式は指定権者により異なります。 「変更届（運営規程）」「サービス管理責任者実践研修の受講資格に係る届出書」等 ・ 変更年月日・受講者氏名・従事内容の確認できる箇所をご提出ください。	—	●	—

【提出先】 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地
愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター サビ児管研修 実践研修担当者 宛

5 研修日程

期間・日程		会場
I 講 義 指定された講義動画を期間内に視聴します。		
(動画配信期間) 1月10日(火)から2月25日(木)まで		インターネット配信（オンデマンド） (受講決定後に視聴方法を案内します。)
II 演 習 次の日程1～11のいずれか【2日間連続】をオンライン又は会場で受講します。		
日程1	1月10日(木)～11日(金)	第一富士ビル(名古屋市東区代官町35番16号)
日程2	1月17日(木)～18日(金)	Zoom(オンライン)
日程3	1月22日(火)～23日(水)	Zoom(オンライン)
日程4	1月13日(水)～14日(木)	第一富士ビル(名古屋市東区代官町35番16号)
日程5	1月19日(火)～20日(水)	Zoom(オンライン)
日程6	1月21日(木)～22日(金)	Zoom(オンライン)
日程7	1月28日(木)～29日(金)	Zoom(オンライン)
日程8	2月4日(木)～5日(金)	第一富士ビル(名古屋市東区代官町35番16号)
日程9	2月9日(火)～10日(水)	Zoom(オンライン)
日程10	2月18日(木)～19日(金)	Zoom(オンライン)
日程11	2月24日(水)～25日(木)	豊橋商工会議所(豊橋市花田町石塚42-1)

【注意】
Zoomで参加する場合、
・グループワークでの発言
・スプレッドシートへの文章入力
の必要があります。
PC環境や、操作に不安のある方は、
集合開催への参加をお勧めします。

※定員超過により、受講できない場合がありますので予めご了承ください。

※演習の受講日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があり、超える場合は事務局で日程を割り振ります。「受講決定通知」に記載する日程及び会場を必ず確認してください。

※上記の期間・日程は、いずれも予定です。都合により、変更する場合があります。

6 受講決定

(1) 決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）受講者決定方法」（別紙2）に基づく

(2) 決定時期と決定通知方法

11月10日（火）までに、受講の可否と受講指定日を、申込者（団体、法人、事業所等）あて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、**専用の振込用紙を送付します**。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

7 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書(※)を交付します。

(1) 指定された受講日程の全てを受講すること（オンライン研修の場合、安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムの全てを受講できること）。

(2) 定められた期限までに課題を提出すること。期限までに未提出の場合、受講を取り消します。

(3) 研修の内容を十分に理解しており、受講態度が良好であること。遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。（オンライン受講者は、一定時間接続不良の場合も受講を取り消します。）

※ 提出された修了証の区分に応じて、該当の修了証を発行します。

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者のいずれかのみをご提出の場合は、該当する修了証を、両区分をご提出の場合は、両区分の修了証を発行します。追加の交付はできません。

（児童発達支援管理責任者として必要な実務経験を満たしている場合、サービス管理責任者の修了証書をもって児童発達支援管理責任者として従事することができます。同様に、児発管の修了証をもってサビ管として従事することもできます。詳細は指定権者にお問い合わせください。）

※ 他者に成りすましての受講（替え玉受講）や、虚偽の申請、不正行為が発覚した場合受講を取り消します。

8 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告します。

9 受講申込にあたっての留意事項

(1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前（漢字）、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるものにしてください。

(2) 演習日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があるため、定員を超える場合は事務局で日程を割り振ります。また、事業所管理者におかれては、追って決定された日程にて確実に受講できるようご配慮願います。

(3) 上記8の（1）の受付期間後の申込み、及び受講希望者の変更はできません。職員の配置等に関し、受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえでお申し込みください。

(4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申し込みは受け付けません。

(5) 受講決定後、別に定める期限までに、受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消します。

(6) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。

(7) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした研修であり、各事業所のサービス管理責任者等としての、配置の適用を保障・証明するものではありません。

(8) 実務経験、配置要件等については、事業所所管の指定権者（別紙3）にご確認ください。

(9) 記載内容を確認するため、研修事務局からご連絡することがありますので、提出書類や申込控えメールは、各事業所で必ず保管してください。

(10) 申込内容に虚偽が認められた場合は、申込みを取り消します。

10 その他

- (1) 研修当日、荒天による特別警戒警報、暴風警報が発令された場合は研修を中止することがあります。
- (2) オンライン受講に際しては、安定したインターネット接続環境や（有線または高速無線）、P C ・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。
詳しくは、Z O O M システム要件 で検索してください。
- (3) 他の研修事業者が実施する研修に関するご質問にはお答えできません。

11 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ2号）

12 提出書類の送付先・問合せ先

〒461-0011名古屋市東区白壁一丁目50番地

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター サビ児管・一般研修グループ

TEL（052）212-5516 ・ FAX（052）212-5518

-
- （別紙1）愛知県サービス管理責任者等研修受講に係る実務経験
 - （別紙2）愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）受講者決定方法
 - （別紙3）愛知県指定権者一覧
 - （別紙4）基礎研修修了後の実務経験が6か月以上で受講可能な方について
 - （別紙5）受講申込の流れ
 - （別紙6）標準カリキュラム（概要）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験を別紙一覧表の通り満たしていること。

なお、実務経験については、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要です。

【相談支援業務の定義】

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務の定義】

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

(注)実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験：業務に従事した期間が1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1 年あたり180日以上あること。

例えば5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること。

2 研修修了要件

サービス管理責任者等基礎研修の修了者は、基礎研修終了後2 年以上、指定障害福祉サービス事業所、その他の事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した後に、実践研修を受けるものとする(6 か月以上のOJTによる例外要件あり)。

※実践研修の修了後、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置が可能

サービス管理責任者実務経験一覧表

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分		業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護医療院	5年以上
		イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エ・オに従事した期間が1年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
		エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
	第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、介護医療院 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
		ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
	第3 有資格者	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
		第4 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者（国家資格の期間と、相談・介護業務の期間が同時期でも可） A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士又は公認心理師	

児童発達支援管理責任者実務経験一覧表

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分		業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	下線を通算した期間を除外して3年以上 5年以上かつ
		イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務	
		エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
		オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
	第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療院、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床 ○ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	下線を通算した期間を除外して3年以上 8年以上かつ
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従業者	
		ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従業者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務従事者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
	第3 有資格者	コ 上記区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	区分「第2」の下線を通算した期間を除外して3年以上 5年以上かつ
	第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者（国家資格の期間と、相談・介護業務の期間が同時期でも可） A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」の下線を通算した期間を除外して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士又は公認心理師	

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）
受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、別紙 1 の受講要件を満たす者について申込者数が募集定員を超過した場合、下記の順に優先順位をつけ、受講決定を行う。同じ要件内の順位については、法人事業所からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

なお、受講者の決定について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

＜選考基準＞

基準Ⅰ 県内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、定員に余裕がある場合にのみ県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

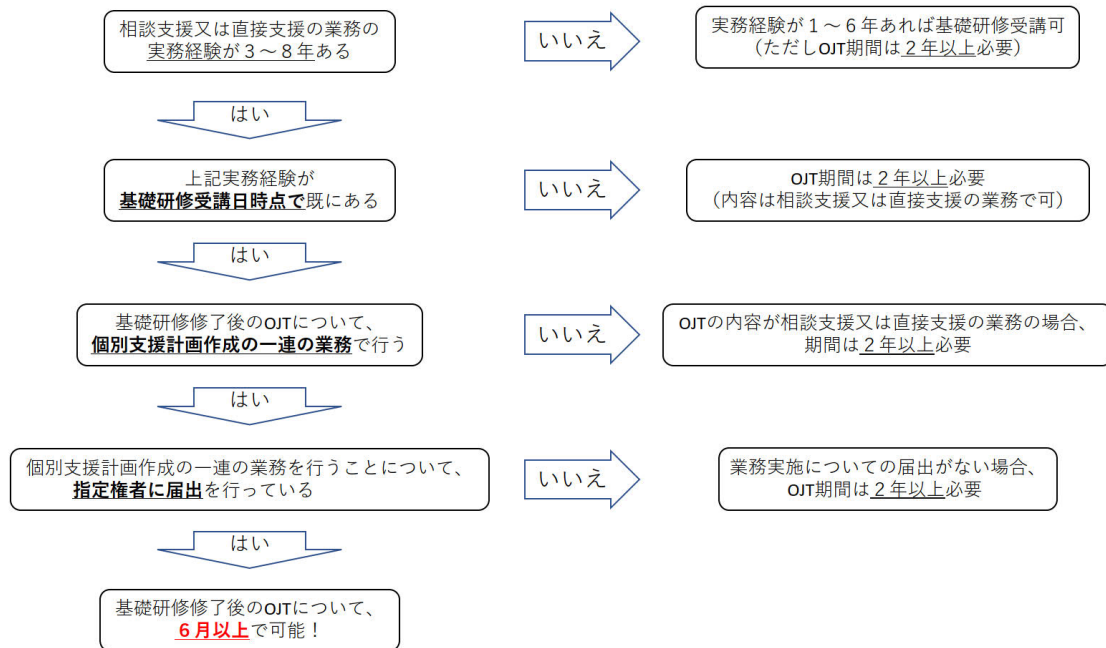
基準Ⅱ 配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① 事業所の運営において、必要なサービス管理責任者等が配置できず、現に減算となっているもの。
- ② 現在、サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如したと指定権者に届出をし、みなしとして配置を認められて従事しているもの。
- ③ 研修実施年度に、既存の事業所においてサービス管理責任者等の配置が必要となる場合であって、かつ、そのサービス管理責任者等として代替する職員がいない事業所に配置される予定のもの。
- ④ 研修実施年度に新規に事業を開始する計画のある事業所において、その事業所のサービス管理責任者等として配置予定のもの。
- ⑤ 研修実施年度の翌年度に、既存の事業所においてサービス管理責任者等の配置が必要となる場合であって、かつ、そのサービス管理責任者等として代替する職員がいない事業所に配置される予定のもの。
- ⑥ 研修実施年度の翌年度に新規に事業を開始する事業所において、その事業所のサービス管理責任者等として配置予定のもの。
- ⑦ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者等として配置される予定のもの。

愛知県指定権者一覧

区分　＼　事業所所在地		名古屋市	豊橋市　岡崎市 一宮市　豊田市 大府市	その他の市町村
総合支援法	障害福祉サービス 事業所	名古屋市 障害者支援課 (052-242-2460)	市 障害福祉担当課	県障害福祉課 事業所指導 第一グループ (052-954-6317)
	指定一般相談			市町村 障害福祉担当課
	指定特定相談			
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市 子ども福祉課 (052-972-2520)	県障害福祉課	県障害福祉課 事業所指導 第二グループ (052-954-7400)
	障害児通所支援		市 障害福祉担当課	市町村 障害福祉担当課
	障害児相談			

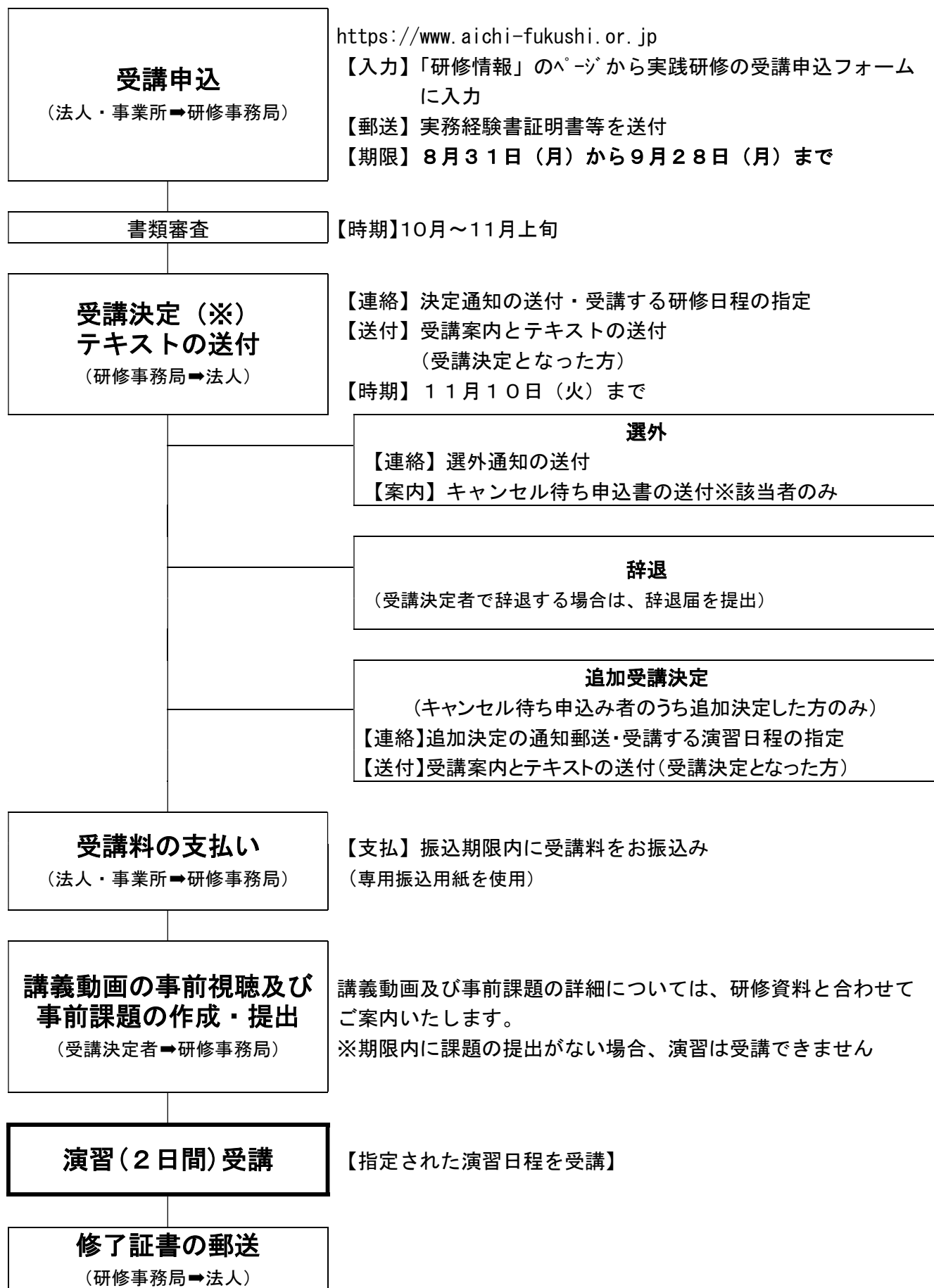
基礎研修修了後の実務経験が6か月以上で受講可能な方について



【要件】

- ① 基礎研修受講開始時点において、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、「個別支援計画作成の業務」に従事している。
 - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなしてみなしで従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- (※) 利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議へ参加する等
- ③ 上記の業務に従事することについて、指定権者に届出を行っている。

受講申込の流れ（サビ児管実践研修用）



（※）この研修は、受講決定後に指定された研修日程をご受講いただきます。

科目	概要	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向	・ 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法	・ 事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法	・ 個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・ 個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・ 模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について	・ サービス提供職員及び支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・ 講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方	・ 事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。 また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・ 受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）	・ 多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み	・ （自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ	・ サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分

学則

①法人・団体の名称	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
②研修事業の名称	愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。
④実施場所	愛知県内の会場
⑤研修期間	2日間及び講義動画のオンデマンド配信（11月～2月頃）
⑥研修カリキュラム	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領に基づく標準カリキュラムによる
⑦講師氏名	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領第19条の要件を満たす者
⑧研修修了の認定方法	1 研修の修了者は次に掲げる要件を全て満たす者とする （1）研修の全日程を受講すること （2）定められた期日までに課題を提出すること （3）受講態度が良好であること 2 受講態度が著しく不良であり、講師等の指示に従わない受講者については、受講取消とし、修了証書の交付はしない
⑨開講時期	毎年1回 11月～2月頃
⑩受講資格	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領の別紙1「研修対象者（受講要件）」による
⑪定員	1, 100人
⑫受講手続	愛知県社会福祉協議会ホームページより申込み後、必要書類を期日までに提出
⑬受講料及び支払い方法	（受講料：2日間 33,000円） 支払い方法：受講決定後、指定請求書による振込み 期日までに受講料の支払いがない場合は、受講取消とします。
⑭解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金いたしません。
⑮受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳正に管理し、研修目的の範囲に限り使用します。研修修了者名簿を作成し、愛知県に対し、研修修了者名簿を報告します。
⑯研修に関する連絡先	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL（052）212-5516
⑰その他	本研修は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が愛知県からの指定を受け、子ども家庭庁及び厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び愛知県が定める「愛知県相談支援従事者等研修事業実施要綱」に基づいて実施するものです。